

# 認定区分ごとの保育料について

## 【1】 1号認定の方

(1) **利用者負担額（月額）** 1号認定の利用者負担額は0円となります。

## 【2】 2号・3号認定の方

階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	
B	市民税が非課税の世帯	0円	0円		
C1	0円の世帯（均等割のみ課税世帯）	3,680円	3,610円		
C2	48,600円未満の世帯	4,660円	4,580円		
D1	48,600円以上 58,200円未満の世帯	7,550円	7,420円		
D2	58,200円以上 84,600円未満の世帯	12,080円	11,870円		
D3	84,600円以上 120,700円未満の世帯	19,740円	19,400円		
D4	120,700円以上 156,600円未満の世帯	26,010円	25,560円		
D5	156,600円以上 174,900円未満の世帯	31,590円	31,050円		
D6	174,900円以上 210,900円未満の世帯	34,760円	34,160円		
D7	210,900円以上 246,700円未満の世帯	40,990円	40,290円		
D8	246,700円以上 285,600円未満の世帯	45,630円	44,850円		
D9	285,600円以上 315,600円未満の世帯	47,840円	47,020円		
D10	315,600円以上 375,700円未満の世帯	52,470円	51,570円		
D11	A階層からD10階層までの階層区分のいずれにも該当しない世帯	55,100円	54,160円		

### (1) 多子世帯の減額

生計を一にしている子どもが2人以上いる世帯を対象に、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

### (2) 所得・世帯状況による減額

①次の(ア)または(イ)の条件に該当する世帯の市民税所得割額が77,100円以下にあたる場合は第1子について下表のとりの保育料となり、第2子以降について無料となります。（既に、保育課にご申請いただいている方は、申請不要です。）

(ア) 死別・離婚・未婚によるひとり親世帯（離婚の受理証明書又は戸籍謄本等の提出が必要です。）

(イ) 以下の(a)～(c)のいずれかの手帳を交付されている方、又は(d)(e)どちらかの受給対象の方

(a)身体障害者手帳(b)愛の手帳(c)精神障害者保健福祉手帳(d)特別児童扶養手当(e)障害基礎年金

((e)の方は年金証書等受給の確認書類の提示が必要です。)

階層区分	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C1	0円	0円	0円	0円
C2	0円	0円		
D1	3,770円	3,710円		
D2	6,040円	5,930円		

※(2)の該当世帯で別居の兄弟姉妹がいる方は保育料が減額になる場合があります。ご相談ください。

### (3) 寡婦（寡夫）控除のみなし適用

一度も婚姻歴がなく、現在も婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）していないひとり親世帯の方が対象です。提出いただいた、保育利用申請書の「世帯の状況」に未婚の申出がある世帯を対象に保育料を算定しています。